

# 軽油引取税の課税免除の特例措置（鉱物の掘採事業のうち岩石・砂利採掘業）

対象税目：軽油引取税（地方税）

① 措置を講じる背景・課題（政策目的）  
 ○鉄鋼、セメント、木材等と並んで土木・建築用の重要な基礎資材である砂利、碎石（岩石を砕いたもの）を円滑に供給することにより、国民の生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設（民生需要）を円滑に進めるとともに、中小企業である砂利採取業者や採石業者の経営の安定と雇用の安定化を図る。

当該措置の政策体系における位置づけ  
 ○7. 中小企業の発展  
 （経済産業省政策評価基本計画（令和8年度～12年度）[https://www.meti.go.jp/policy/policy\\_management/kihon-keikaku/R8\\_R12seisakuhyoukakihonkeikaku.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/kihon-keikaku/R8_R12seisakuhyoukakihonkeikaku.pdf)）

② 現行制度の概要  
 根拠条文：地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第9項  
 創設年度：昭和36年  
 適用期限：令和9年3月31日  
 事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：無】【事後：無】

<地方税法施行令附則第10条の2の2第9項>  
 9 法附則第十二条の二の七第一項第五号に規定する木材加工業その他の政令で定める事業は、次の表の上欄に掲げるものとし、同号に規定する当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の政令で定める用途は、同表の上欄に掲げる事業を営む者について、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。  
 鉱物（岩石及び砂利を含む。以下この項において同じ。）の掘採事業：削岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内において専ら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途  
 <現行制度の概要>  
 さく岩機、動力付試すい機並びに鉱物（岩石及び砂利に限る）の掘削事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内において、専らその掘削、積込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途に供する軽油について、1kLにつき15,000円（15円/L）の課税を免除する。

減収額

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
金額（億円）	74.6	75.8	75.8	72.5	68.9	63.6

③ アクティビティ  
 ○砂利等は、骨材の中核として、生コンクリートの原料や路盤材などに必要な基礎資材であり、住宅、ビル並びに道路、橋、トンネル、ダム、鉄道及び港湾施設のほか、各種防災、災害復旧工事など、我々の社会生活に必要な構造物の建設にとって不可欠な建設資材等である。砂利採取場や採石場で掘削などに使用されるブルドーザーや油圧ショベル等にはあくまで軽油のみが用いられ、他の動力源に転換することができない。また、こうした事業者の殆どが経営基盤の脆弱な中小企業（中小企業比率99%）であり、仮に軽油引取税による課税があった場合に、立場上その負担を下流のゼネコン等に価格転嫁しにくい状況にある。こうしたことから、サプライチェーンの中で弱い立場にある鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業者に自社の経営努力では回避し得ない課税の負担増を取り除き、事業者の経営の安定と社会インフラ等の整備に必要不可欠な砂利等の安定的供給を図る必要がある。

④ アウトプット

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	1,915	1,890	1,867	1,861	1,845	1,753
適用額（億円）	74.6	75.8	75.8	72.5	68.9	63.6

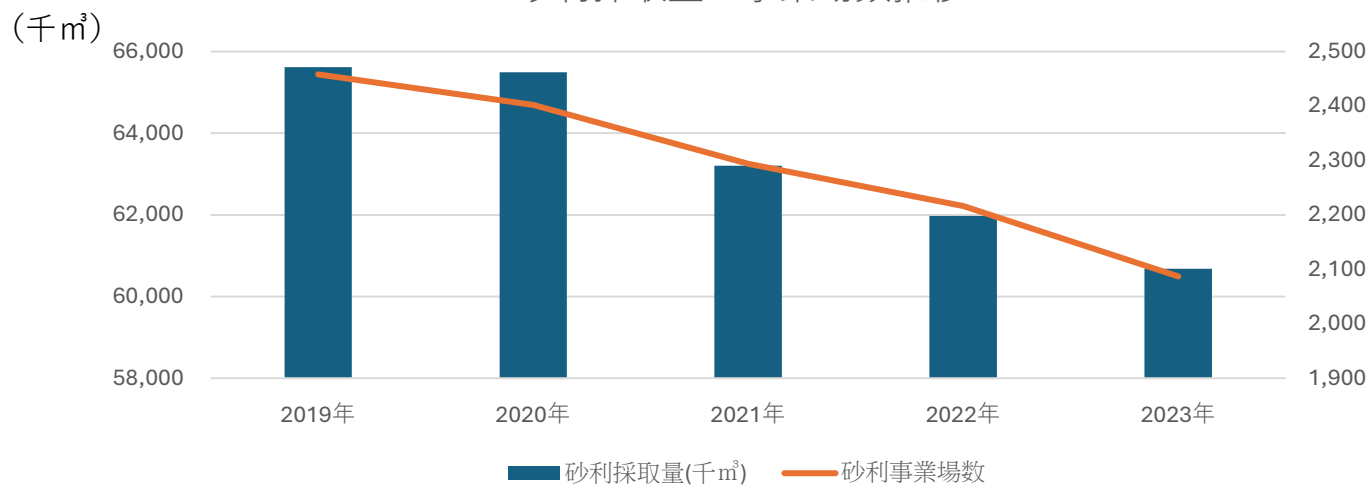
# ○アウトカムに対する効果分析

アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○免税（軽油引取税の課税免除）により、燃料（軽油）のコストが低減
⑤ 短期アウトカム	○岩石・砂利の掘採に係る燃料コストの削減 指標：単位生産量あたりのコスト削減額 目標値：前年同水準の維持（令和5年度：64円/トン） 対象期間：令和6年度
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○製造原価低減により事業者の経営安定化を図ることで、地域における雇用維持に繋がる。
⑥ 中期アウトカム	○地域における雇用維持 指標：従業者数 目標値：前年同程度 対象期間：令和6年度～令和8年度
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○雇用維持により地域の岩石及び砂利掘採事業者の事業継続、地域における骨材の安定供給を図る。
⑦ 長期アウトカム	○地域の岩石・砂利掘採事業者の事業継続による地方も含めた日本全体の供給体制の確保（国土強靱化基本計画に基づく） 指標：事業所数 目標値：前年同程度（令和5年度：4,497事業所） 対象期間：令和6年度～令和10年度

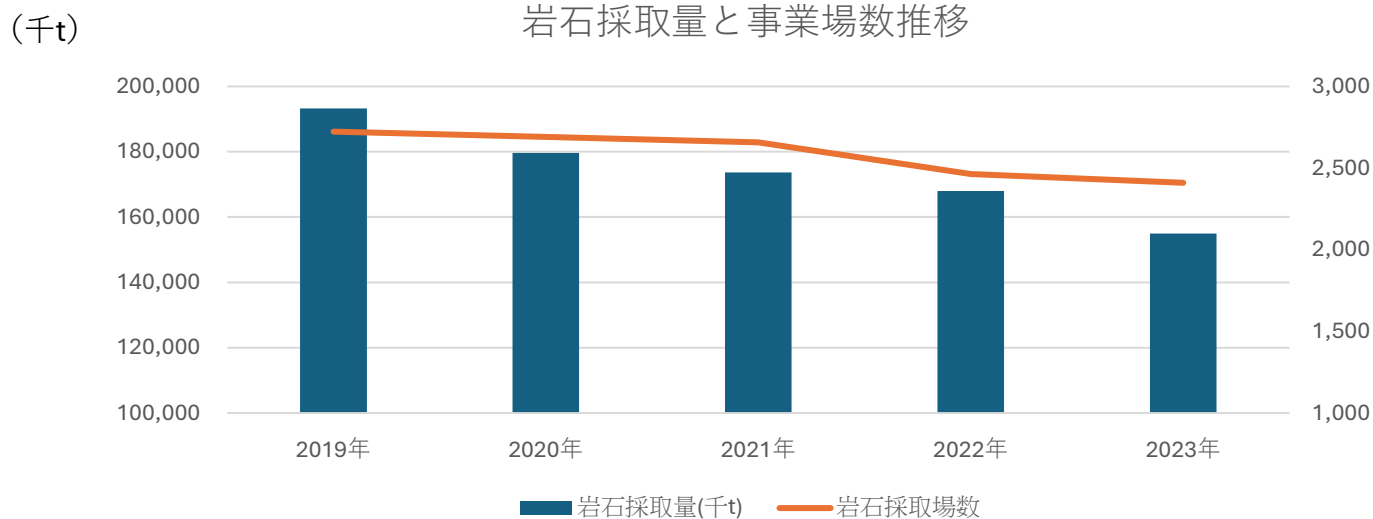
分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
令和3年経済センサス-活動調査 事業所に関する集計 産業別集計 鉱業、採石業、砂利採取業に関する集計	従業員数を把握するため。
令和6年経済センサス-基礎調査 甲調査 企業等に関する集計－企業等数、従業者数	従業員数を把握するため。
経済産業省「採石業者の業務の状況に関する報告書の集計結果」「砂利の採取計画等に関する規則第9条に基づく業務状況報告書の集計表」	事業所数を把握するため。

●分析手法：時系列比較分析  
 選定理由：措置実施前後の変化を同一業種内で時系列的に比較することで、本措置による効果の発現状況を把握するため。

砂利採取量と事業場数推移



岩石採取量と事業場数推移



# ○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	<p>○岩石・砂利の掘採に係る燃料コストの削減            指標：単位生産量あたりのコスト削減額            目標値：前年同水準（令和5年度：64円/トン）の維持            対象期間：令和6年度            【参考値】            令和4年度：64円/トン            令和5年度：64円/トン            ※砂利mをトン換算で試算</p>	<p>○地域における雇用維持            指標：従業者数            目標値：前年同程度（参考値）令和3年度：12,293人            対象期間：令和6年度～令和8年度            【達成状況】            令和6年度：12,391人</p>	<p>○地域の岩石・砂利掘採事業者の事業継続による地方も含めた日本全体の供給体制の確保            指標：事業所数            目標値：前年同程度（令和5年度：4,497事業所）            対象期間：令和6年度～令和10年度            【参考値】            令和2年度：5,093            令和3年度：4,951            令和4年度：4,679            令和5年度：4,497</p>
② 達成できていない場合の要因			<p>○需要の減少に伴い事業者数は減少しているが、需要の減少率と同程度。            （前年比）            令和2年度・・・事業所数98%、需要95%            令和3年度・・・事業所数97%、需要95%            令和4年度・・・事業所数95%、需要98%            令和5年度・・・事業所数96%、需要95%</p>
③ 政策効果等	○事業者の経営の安定化に寄与し、国土強靱化等の観点から岩石・砂利の安定的な供給体制の構築・維持に寄与していることを確認した。		
④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	○補助金や低利融資といったその他の手段は、一定程度資金繰りの改善には資するものの、燃料費という恒常的な事業コストを直接軽減するものではない。他方、軽油引取税の課税免除措置は、重機稼働に不可欠な軽油使用に着目し、課税段階で簡素かつ直接的に負担を軽減できること、燃料費高騰時においても資金繰りの悪化を抑制する効果があることから、他の手段と比較しても相当性が高いと考えられる。		
⑤ 見直しの方向性	○国土強靱化等の観点から、事業者の経営基盤を安定させ、引き続き製品等の安定的な供給体制の構築・維持を果たすため延長を検討。		

主担当部局：経済産業省製造産業局素材産業課  
 共管担当部局：経済産業省製造産業局鉱物課、資源エネルギー庁資源・燃料部資源開発課石炭政策室